

令和7年度第2回福岡市文化財保護審議会 会議要旨

- (1) 会議名 令和7年度第2回 福岡市文化財保護審議会
(2) 開催日時・場所 令和8年2月5日(木) 10:00～12:00
福岡市赤煉瓦文化館 会議室3

(3) 出席者

〔委員〕

上原 誠一郎	元九州大学大学院助教
佐伯 弘次	九州大学名誉教授
坂上 康俊	九州大学名誉教授
須永 敬	九州産業大学教授
高橋 昌彦	福岡大学名誉教授
藤岡 健太郎	九州大学教授
松岡 高弘	有明工業高等専門学校名誉教授
宮岡 真央子	福岡大学教授
宮本 一夫	九州大学名誉教授 (50音順)

〔事務局〕

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

〔オブザーバー〕

福岡市博物館学芸課、福岡市美術館学芸課、福岡市総合図書館文学・映像課

(4) 議事・報告

- 議事(1) 令和7年度 福岡市指定文化財候補について
議事(2) 今後の福岡市指定及び登録文化財候補 東光院について
事務局報告(1) 史跡の整備等について

- (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
公開

- (6) 傍聴人の人数
0人

(7) 会議資料

- 【資料1】 令和7年度福岡市指定文化財候補及び位置図
【資料2】 令和7年度福岡市指定文化財候補について（指定候補調書）
【資料3】 福岡市文化財指定同意書
【資料4】 今後の福岡市指定及び登録文化財候補位置図
【資料5】 今後の福岡市指定および登録文化財候補 東光院について
(指定・登録候補調書)
【資料6】 福岡市文化財保護審議会 関係条例・規則等（抜粋）
【資料7】 福岡市内指定文化財／登録文化財区分別件数一覧
【資料8】 福岡市の無形民俗文化財一覧
(別紙) 事務局報告 史跡の整備等について（福岡城天守台調査の経過）

（８）議事内容

諮問

大濱流灌頂を令和７年度の福岡市指定無形民俗文化財に指定することについて、理事から会長へ諮問書が手渡される。

○議事（１） 令和７年度 福岡市指定文化財候補について

無形民俗文化財 大濱流灌頂について

- 事務局：資料１～２、別冊資料に基づき、無形民俗文化財 大濱流灌頂について説明。

議論内容

- 委員

前は近世から近代にかけての説明であったが、今回、明治期に照射していただき、初めてわかったことが多かったと思う。さらに本行事の価値を高めるような説明であったと評価する。

「博多らしい」という説明が印象的であった。家を形成すれば子孫が供養するが、無縁の者あるいは、現世に未練や恨みのある霊を慰めるという、都市部あるいは漁村部でも見られる信仰である。博多らしいのは、ただの慰霊にとどまらず、祭礼化するという点である。大勢が集まり楽しんで慰霊することは、海辺の都市である博多の特徴といえる。また、博多部に飢人地蔵が多く祀られるということは、無縁の者を祀るという宗教観が博多の人々に根付いていた証左であろう。

さらにいえば、無縁供養はアジアで非常に重視される。非業の死を遂げた霊をどのように供養するかが、中元やお盆など、自分の現在の生活と直結している。勇み足かもしれないが、大濱流灌頂は国際交流で発展してきた博多ならではの行事ともいえる。文化財指定については申し分ない。

- 委員

大変詳細な説明であった。

同意見である。現地調査の際、厳粛な法要のなか、片や周囲は賑やかに楽しんでいるという、混在している様子が興味深いと感じた。本行事は、慰霊と娯楽が結びつきながら、地域のアイデンティティの拠り所となり、継続的あるいは断続的に行事を盛り上げていこうと実施されてきたことがよくわかった。軒先に飾られる御神燈も、戦時中に失われたが、40年経った後に復活した。それは、町の人々の想いや記憶、ある種の執着が、近世から今日まで、そして今日ではまちおこしも重なって本行事が継承されているということであり、かなりの重みを持つと考える。

- 委員

細かい点であるが、別冊資料の指定文化財候補について大灯籠絵のサイズについて、指定同意書のサイズと異なるので統一すべきある。

- 委員

無縁の死者を弔う行事というのは、他にはあるのか。他にあるのであれば、本行事がそのなかでどのような意義を持つものか説明してほしい。

- 事務局

飢人地蔵を祀る行事がある。これも、実は今回調べていくなかで、大規模なものでもあった

ので、今後調べていく必要がある。

- 委員

有縁・無縁の区別が調書のなかで混在していたり、「6. 指定理由」には「無縁」のみが記載されていたりするので、調書の修正が必要ではないか。

細かい点であるが、本文中に引用される佐々木滋寛『博多の年中行事』が参考文献一覧に挙がっていないので、書誌情報が正確にわからない。さらに、非常に細かいが、別冊資料6頁の後ろから7行目「遊治郎（ゆうじろう）」ではなく「遊治郎（ゆうやろう）※酒色におぼれ道楽にふける男」である。

- 委員

丁寧な説明ありがとうございました。指定範囲について説明してほしい。

- 事務局

無形民俗文化財について、指定範囲がはっきり明文化されているものではない。想定している指定範囲は、準備から当日、撤収、次の準備という、すべてになるかと思う。

- 委員

その指定範囲は今回の調書（説明）では明確にわからない。例えば、補助金を出すといった場合にも、補助対象経費が不明確なものなのか。

- 事務局

補助金の場合であると、本市では国の要項にしたがっており、その要項は補助対象経費が細かく規定されている。申請があれば、その明細を確認・審査して補助対象経費を決定している。

- 委員

要するに、行事全体を指定するという理解でよいか。

- 事務局

そうである。

決定事項・答申

令和7年度の福岡市指定無形民俗文化財に指定することが妥当であると、出席委員全員承認。会長から理事へ答申書が手渡される。

○議事（２） 今後の福岡市指定および登録文化財候補 東光院について

有形文化財（建造物）東光院について

- ・市指定候補 東光院本堂 1棟、東光院聖天堂 1棟
- ・市登録候補 東光院新聖天堂 1棟、東光院正門 1棟

- 事務局説明：資料４～５、別冊資料に基づき、東光院について説明。

議論内容

- 委員

詳しい調査ありがとうございました。

私も「御軒付」（「社寺の藩財にて营造するを御軒附と称す」〔『福岡県史資料』第一輯、福岡県、1932年〕）について初めて知った。文字面からすると、屋根面を修理するものと考えられそうであるが、詳細はわからない。今では瓦葺には「軒付け」という言葉は使わず、檜皮葺きやこけら葺きといった屋根形状に「軒付け」と使う。寺院が檜皮葺きともよぎったが、「御軒付」の詳細な意味がわかればよいと思う。一方、福岡藩では「御当用」や「御造営」といった用語もある。「御軒付」から、「御当用」などの語句に代わっていくのか。藩費で修理する、あるいは修理補助するあり方がわかれば、非常に有益な史料であると考えられる。

今回、指定候補は本堂と聖天堂としているが、詳細については全くわからない。聖天堂がいつ頃から登場するのか、今後資料調査でわかればよい。

仁王門というのも、今回はっきりと江戸時代から呼称されていたのがわかった。ただし、今の仁王門は後世再建されたものである。

いずれにしても、東光院自体、全体的に不明なことが多数あるので、今後の資料調査に期待したい。

- 委員

黒田忠之がこのように寺院を再建することは、黒田騒動と関係するのか。箱崎に地藏堂があって、忠之が建立したという。

- 事務局

ご指摘のとおり、黒田騒動の後、神仏に対する庇護を厚くした。

決定事項

今後の指定候補として、委員の意見を踏まえ引き続き調査をすることで、出席委員全員承認。

○事務局報告（１）史跡の整備等について

- 事務局

- ・福岡城跡の天守台の発掘調査について

(1)江戸時代の工法で築かれた根石が見つかったことから、天守台の礎石は江戸時代の姿のままで残されていたことが明らかになった。

(2)江戸時代の建物に使用される部材（瓦と和釘）が出土した。

(3)石垣内部のレーダー探査を実施中である。

(4)地盤調査について天守台内部のボーリング調査や圧密度調査を実施中である。

- ・国指定史跡・鴻臚館

鴻臚館北館東門及び堀の復元整備、展示館のリニューアルの検討を進めている。

- ・国指定史跡・元寇防塁

九州大学箱崎キャンパス跡地の元寇防塁の遺構展示施設の整備の検討を進めている。

- ・国指定史跡・比恵遺跡（政治外交拠点・那津官家の跡地であることが濃厚）

整備基本計画の策定に向けた検討を進めている。

- ・国指定史跡・博多遺跡

保存活用計画の策定に向けた検討を進めている。

- 委員

福岡城跡天守台で発掘された和釘は、存外小さい規格である。他にも長い和釘など出土していないのか。

- 事務局

出土遺物については、現在整理中のため、詳しいことが分かり次第、改めて報告申し上げる。

（了）

この議事内容は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡市文化財保護審議会委員

署名人 須永 敬

署名人 松岡 高弘